

平成27年第7回(12月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成27年12月14日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

平成27年12月14日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|----------------------------|------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第 48号 | 川南町番号法の基づく個人番号の利用に関する条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第 49号 | 川南町空家等対策の推進に関する条例を定めるについて |
| 日程第3 | 議案第 50号 | 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第 51号 | 川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 52号 | 川南町税条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 53号 | 川南町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 54号 | 平成27年度川南町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第8 | 議案第 55号 | 平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第9 | 議案第 56号 | 平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 | 議案第 57号 | 平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 同意第 5号 | 教育長の任命について |
| 日程第12 | 同意第 6号 | 固定資産評価員の選任について |
| 日程第13 | 選挙第 1号 | 川南町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について |
| 日程第14 | 発議第 5号 | 森林吸収源対策の財源確保を求める意見書について |
| 日程第15 | 請願第 4号 | 川内原発再稼働について公開住民説明会を求める請願書 |
| 日程第16 | 請願第 5号 | 治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を求める意見書採択の請願 |
| 日程第17 | 請願第 6号 | 介護報酬の再改定を求める意見書の提出を求める請願 |
| 日程第18 | 議員派遣の件について | |
| 日程第19 | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について | |
| 日程第20 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

出席議員(13名)

1番 萩原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 稲田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 德弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君	書記 河野 英樹 君
---------------	------------

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 莊八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開議

○議長（川上 昇君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時01分休憩

午前10時05分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1、議案第48号川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例を定めるについて、日程第2、議案第49号川南町空家等対策の推進に関する条例を定めるについて、日程第3、議案第50号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第51号川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第52号川南町税条例の一部改正について、日程第6、議案第53号川南町営住宅管理条例の一部改正について

以上、6議案を一括議題とします。本6議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君） 総務厚生常任委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

12月川南町議会定例会において総務厚生常任委員会に付託されました、議案について関係課職員の出席を求め説明を受け慎重に審査しました、その結果について御報告いたします。議案第48号川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例を定めるについては全員賛成で可決です。

この議案は、いわゆる番号法第9条第2項に基づき、必要な限度で個人番号を利用する目的として法律に規定されているもの以外に町独自の事務を規定するために制定するものです、審査の中で「どこの課が担当するのがいいか。」と質問があった、「主になる課があり他の課も利用する、いわゆるマイナンバーは住民票についてくるので、町民健康課だろう。」でした。「平成28年1月1日から始まるが規則（案）はできているか。」の質問に対しては、「できている。」との返答でした。

議案第50号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。この議案は自治公民館運営委員の報酬月額2万円をなくすものです、いろんな意見がでました、提案された議案の内容では、自治公民館として逆行になりはしないか、

昔の分館に戻るのじゃないか、前の分館の時の方が人が集まつた、運営委員は振興班長より選任すればいいのではないか等です。審査の結果は全員賛成で可決です。

議案第 52 号川南町税条例の一部改正について。この議案は地方分権を推進する観点から徴税の猶予に関する規定の整備を行うものです。15 条の変更によりたばこの価格が 4 段階に値上げになる、川南町でのたばこの税の収入は増えるか減るかの意見がありましたが不明とのことです、納税方法の見直しをするとの説明でした。審査の結果は全員賛成で可決です。

以上、報告致します。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（内藤 逸子君） 文教産業常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

議案第 49 号については、「空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため」質疑では、「空家等の等とは」についての質問があり、空家等とは、空き家の敷地内のプロック塀とか樹木との説明です。空家等の対策については、総合的に取組まないと解決しないのでは、との意見がありました。通浜の空き家について現地調査を行いましたが、急いで対策を取らなければ、人の生命にも危害が及ぶものと感じました。討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第 51 号、川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、農業協同組合法等の一部を改正する法律の公布に伴う、条例の一部改正を行うものです。討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第 53 号、川南町営住宅管理条例の一部改正については、川南町営住宅管理条例施行規則に定めていましたが、町営住宅の設置を川南町営住宅管理条例に定めるものです。併せて特別の理由が認められる場合（DV 被害者や災害者等）は、連帯保証人の条件を緩和するものです。討論はなく全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上、報告を致します。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論採決は議案ごとに行います。

議案第 48 号、川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例を定めるについて、討論はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第 48 号、川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例を定めるについて、反対討論致します。

マイナンバー制度を独自に利用するための条例案です。地方自治体の責務は、住民の福

祉や暮らし、教育・安全をまもることです。国民一人一人に個人番号を付けて、個人の資産など様々な情報を国が一括管理する制度です。税金や保険料の徴収強化、社会保障の給付削減が最大の目的です。個人情報漏えいの危険性、より深刻なプライバシー侵害を招くことは明らかです。

個人番号の「通知カード」は、届くが「個人番号カード」の取得は任意であること。国民にとってのメリットはほとんどないこと、莫大な費用や手間をかけて、国民のプライバシーを危険にさらす「マイナンバー制度」を導入するよりも、現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野での業務の効率化・適正化をはかり、町民の利便性を高めるために、知恵と労力をつかうべきではないでしょうか。また、自分で個人番号の管理が難しい障がい者など、社会的弱者の人権を無視するような制度はやめるべきで、反対です。

以上、反対討論と致します。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（川上 昇君） これで討論を終ります。

これから議案第48号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。

従って、議案第48号、川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号、川南町空家等対策の推進に関する条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（川上 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第49号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。

従って、議案第49号、川南町空家等対策の推進に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号、川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（川上 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第50号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。

従って、議案第50号、川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号、川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（川上 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第51号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。

従って、議案第51号、川南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号、川南町税条例の一部改正について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第52号、川南町税条例の一部改正について、反対討論致します。

地方自治体の責務は、住民の福祉や暮らし、教育・安全をまもることです。「マイナンバーカードの導入で、役場の仕事が大きく変化し、業務効率が上がる」といった「効果」が上がるのでしょうか。国民一人一人に個人番号を付けて、個人の所得や資産など様々な情報を国が一括管理する制度です。税金や保険料の徴収強化、社会保障の給付削減が最大の目的で

す。個人情報漏えいの危険性、より深刻なプライバシー侵害を招くことは明らかです。

個人番号の「通知カード」は、届くが「個人番号カード」の取得は任意であること。国民にとってのメリットはほとんどないこと、莫大な費用や手間をかけて、国民のプライバシーを危険にさらす「マイナンバー制度」を導入する必要がないことから、マイナンバー制度を利用するための今回の川南町税条例の一部改正には反対です。

以上、反対討論といたします。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（川上 昇君） これで討論を終わります。

これから議案第52号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。

従って、議案第52号、川南町税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君） 総務厚生常任委員長報告のなかで、議案第52号の川南町税条例の一部改正についてですけど、この条が第16条の2で紙たばこの3級品ということですので、訂正してお詫び申し上げます。

○議長（川上 昇君） 議案第53号、川南町営住宅管理条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（川上 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第53号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。

従って、議案第53号、川南町営住宅管理条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（川上 昇君） 日程第7、議案第54号平成27年度川南町一般会計補正予算（第3号）、日程第8、議案第55号平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第56号平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算（第

2号）、日程第10、議案第57号平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

以上、4議案を一括議題とします。

本4議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君） 議案第54号平成27年度川南町一般会計補正予算（第3号）について御報告申し上げます。総務課関係では、ふるさと振興基金積立金4300万円の計上が主です。この12月においては1日500万のふるさと納税があり、計画以上との説明がありました。「川南町の納税の人気品は。」と問い合わせがあり、「牛・豚・鶏等の肉製品が一番」との事です。「納税する人は川南町に関係のある人か。」との問い合わせには関係なく納税があるそうです。インターネットでPRしているが電話での申し込みもあり、その人は納付書を送っているとの事です。

町民健康課では、マイナンバー制度に伴う顔認証システム用機器一式の購入費30万6000円がありました。申請者本人として判別がつきにくい場合に使用するものです。マイナンバーカードの更新は、大人10年、未成年者5年です。

保健衛生総務費の負担金80万5000円は平成26年度夜間急病センターの利用が増えた為です。「なぜ、増えたか」は「内科医ができたから。」の返答でした。

福祉課では、老人福祉費 介護保険費 児童措置費 保育所費 母子福祉費とそれぞれ審査いたしました。施設型給付に移行した幼稚園の増と川南幼稚園の一時預かり事業実施に伴う増の697万9000円が主でした。いずれも説明で納得できる計上でした。

税務課では軽自動車税が変わる事への説明でした。「平成28年度からは軽自動車の区分け税が始まるがどのように変わるか。」の質問があり、「経過年数で税額が変わる。車種によっても変わる。」との返答があった。一例をあげると軽自動車税が7,200円から10,800円に貨物車が4,000円から5,000円になる。以上、審査した結果は全員賛成で可決です。

議案55号、平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、この議案は健康管理システム導入業務委託費の一部が国民健康保険事業特別会計における交付金の対象となる事から計上で、歳入歳出にそれぞれ200万円を追加し総額を歳入歳出30億8920万8000円とするものです。全員賛成で可決です。

議案56号、平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全員賛成で可決です。この議案は、歳入歳出にそれぞれ7695万円を追加してその総額を歳入歳出15億5432万3000円とするものです。介護予防普及啓発事業費25万円というのがあり、「これは何か。」の質問があった。筋力運動をするもので通称トレーニングベルトという物を100セットで購入した。「男女兼用で利用は。」との問い合わせに旧4区と旧19区とで啓発中の返答でした。

議案第57号、平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、この議案

は総額から歳入歳出それぞれ 98 万 8000 円を減額し、歳入歳出の総額を 1 億 5969 万 8000 円とするもので、保険基盤安定負担金の交付決定により減額するものです。歳入については一般会計繰入金を 98 万 8000 円減とし歳出は広域連合納付金を 98 万 8000 円減とするものです。意見はなく全員賛成で可決でした。以上、報告します。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます

○文教産業常任委員長（内藤 逸子君） 議案第 54 号、平成 27 年度川南町一般会計補正予算（第 3 号）については、歳入歳出予算の総額に、1 億 6014 万 7000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 79 億 7517 万 9000 円とするものです。

文教産業常任委員会に付託された主なものでは、ふるさと納税に関わる特産品 P R 事業費 8163 万円は、ふるさと納税が昨年度を大幅に上回ることが予想されるため予算計上するものです。

農地中間管理事業費 1140 万円は、農地の賃貸借を行う農家や地域に対して補助するものです。契約面積 26 ヘクタール分の計上です。

8 月 25 日に接近した台風 15 号の影響により、高森地区ブロック積補修工事及び登り口地区排水路補修工事の現地と県道都農・綾線及び県道尾鈴川南停車場線の歩道拡幅整備予定地の現地調査を行いました。歩道拡幅によって児童の交通安全が図られ、長年地域町民や保護者の声がようやく反映でき良かったとの意見がありました。

債務負担行為について、学校給食共同調理場調理等業務委託について、反対討論するとの申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第 54 号、平成 27 年度川南町一般会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第 54 号、平成 27 年度川南町一般会計補正予算（第 3 号）について反対の立場から討論いたします。

今回の補正予算のなかに、マイナンバー制度に対応させるための準備としての予算が計上されています。税務職場、福祉職場等ではシステムの改修とか、マイナンバー記入を伴う書類の変更等々業務上のさまざまな混乱についても心配です。情報漏えいの危険などの国民

の心配が払しょくされないなかで、意図的に情報を盗み売る人間がいるというリスクがあります。危険をなくすには制度の廃止以外にありません。債務負担行為補正のなかで1億1406万6000円が提案されています。

学校給食調理業務は学校給食会の年次計画のもとに食事に係る状況にも敏感に対応して運営される業務です。学校給食調理業務は町の給食計画、栄養士の献立方針、調理師の技能が重なり合って完結する業務です。専門業種の請負（自治体用語では委託）とは区別され、本来直接雇用で行われるべきもので企業との長期契約など無用な業務との立場から民間委託には反対です。従って債務負担行為の計上がなされている、川南町一般会計補正予算（第3号）について反対いたします。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（川上 昇君） これで討論を終ります。

これから議案54号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。

従って、議案第54号、平成27年度川南町一般会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（川上 昇君） 議案第55号、平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（川上 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第55号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。従って、議案第55号、平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（川上 昇君） 議案第56号、平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（川上 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第56号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。従って、議案第56号、平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（川上 昇君） 議案第57号、平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（川上 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第57号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。従って、議案第57号、平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（川上 昇君） 日程第11、同意第5号教育長の任命についてを議題とします。

本件は、人事案件でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決に入ります。採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、安藤洋之君及び林 光政君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（配布漏れなし）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱を点検）

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（なし）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。安藤洋之君及び林光政君、開票の立会をお願いします。

（開票）

投票の結果を報告します。

投票総数12票、そのうち、賛成11票、反対1票、以上のとおり、賛成が多数であります。

従って、同意第5号、教育長の任命については、これに同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

ここで、教育長に任命されました木村誠君より、発言の申し出がありますので、これを許可します。

○教育長（木村誠君） 御同意いただいてありがとうございます。議員の皆さんも御承知のとおり、本町では、昨年8月に川南町教育振興基本計画を策定し、ふるさと川南を愛し、未来を拓く、心豊かでたくましい川南の人づくりを目指して取り組んでいるところであります。

今年度から、教育委員会制度が改正されまして、町長と教育委員会6人によります総合協議会が設立されました。第1回目の会議で、教育の振興に関する施策の大綱は、川南町教育振興基本計画をもって変える、これも決議されました。私はこの大綱、川南町教育振興基本計画の推進によりまして、将来町民にとって明るいものとなることを望んでおり、その果たすべき役割と責任の重さも十分承知しております。ただ、先ほども申しましたけれども、今年度から、教育委員会制度が改正され、12月26日からは、これまでの教育委員長と教育

長の職務を併せ持つ立場になりますので、より責任が重くなります。微力ではありますが与えられた期間、川南の教育のため、全力で職務を全うしていく所存でありますので、議員の皆さまの御指導御助言をよろしくお願ひいたします。以上、簡単ですけれども、挨拶にかえさせていただきます。

○議長（川上 昇君）　日程第 12、同意第 6 号固定資産評価員の選任についてを議題とします。

本件は、人事案件ですので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第 6 号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件については、同意することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。

従って、同意第 6 号、固定資産評価員の選任については、同意することに決定されました。

○議長（川上 昇君）　日程第 13、選挙第 1 号川南町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

現在の選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が、12月 22 日で満了する旨、選挙管理委員会委員長から通知を受けましたので、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により選挙を行うものです。なお、定数は選挙管理委員会委員、同補充員ともに 4 名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上 昇君）　異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上 昇君）　異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、永田雄三君、黒木義敬君、押川文男君、大山喜美子君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。従って、ただ今指名いたしました永田雄三君、黒木義敬君、押川文男君、大山喜美子君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員を指名いたします。第一順位、永友政満君、第二順位、是澤京子君、第三順位、松本義幸君、第四順位、永友鐵雄君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。従って、ただ今指名いたしました、第一順位、永友政満君、第二順位、是澤京子君、第三順位、松本義幸君、第四順位、永友鐵雄君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただ今、当選されました方には、議長から文書をもって当選の告知をいたします。

○議長（川上 昇君） 日程第14、発議第5号森林吸収源対策の財源確保を求める意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（内藤 逸子君） 発議第5号森林吸収源対策の財源確保を求める意見書について、その趣旨説明を行います。

なお、お手元に配布しております決議書を朗読して、趣旨説明といたします。

「森林吸収源対策の財源確保を求める意見書案」

我が国の森林は国土の7割を占め、国土保全、地域温暖化防止等多面的な機能を有しております。国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすためには、間伐や再造林などの森林整備を着実に実施する必要がある。

特に、地球温暖化防止については、省エネが進む我が国にとって、排出削減策の推進とともに、森林による吸収量の確保が極めて重要な役割を果たしている。

森林吸収源対策として、間伐等の森林整備と生産される木材を利用することは、京都議定書第2約束期間における我が国の目標である、2020年度の森林吸収量マイナス2.8%以上（2005年度比）の確保に直接つながること、生産された木材をバイオマスエネルギーとして利用し化石燃料を代替することで、温室効果ガスの排出削減にも貢献すること、の両面の効果がある。

加えて、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業を成長産業化していくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

以上のことから、下記の実現を強く要請する。

記

1 森林整備や木材利用などの森林吸収源対策は、地球温暖化対策の重要な柱であるとともに、地方創生にも大きく貢献することから、その安定した財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。

2 上記の安定した財源が確保されるまでの間の財政面での対応等として、28年度当初予算及び27年度補正予算において、森林整備・木材利用等の推進のための予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月14日

宮崎県川南町議会

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 山崎正昭 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財務大臣 麻生太郎 殿
農林水産大臣 森山 裕 殿
内閣官房長官 菅義偉 殿
地方創生担当大臣 石破茂 殿

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川上昇君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

発議第5号、森林吸収源対策の財源確保を求める意見書について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（川上 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから発議第5号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。

従って、発議第5号森林吸収源対策の財源確保を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。従って、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

○議長（川上 昇君） 日程第15、請願第4号川内原発再稼働について公開住民説明会を求める請願書を議題とします。

本請願は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（内藤 逸子君） 文教産業常任委員会に9月議会で付託され、継続審査になっていたました川内原発再稼働についての公開住民説明会を求める請願について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。請願原案は、賛成少数で否決と決定しました。反対意見は、すでに10月に再稼働されていることから反対であること。九電が議会に対して説明ができるのであれば、それは受けたいとのことでした。賛成意見は、福島第一原発過酷事故は4年たっても11万人の人たちがふるさとに帰れない現実がある。川内1号機は反対が6割を超えているのに再稼働され、2号機も10月に再稼働された。田中規制委員長は「基準の適合性は審査したが、安全だということは、私は申し上げられません。」と述べている。内閣の原子力

委員長は、最大避難区域は原発から 200 キロとしている。川南町は 136 キロだから事故では放射能の影響があるので、公開住民説明会を開催してほしいとの意見です。以上、報告致します。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

○議長（川上 昇君） 請願第4号、川内原発再稼働について公開住民説明会を求める請願書について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 川内原発再稼働についての公開住民説明会を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

請願は、九州電力川内発電所の再稼働を前に、公開の住民説明会を開催することを求めたものです。川内原発の風下にある宮崎県は、重大事故が起これば被爆のリスクにさらされ、川南町は 136 キロです。九電の社会的説明責任として、川内原発第2号機の再稼働前に、川南町で公開住民説明会を求めたものです。

川内原発2号機再稼働は、1985年（昭和60年）の営業運転開始から一度も、三基ある蒸気発生器を交換していない。三千本を超す直径2センチ余りの細管を備え、放射性物質を含む高温高圧の水が流れる。加圧水型炉特有のこの機器は「加圧水型のアキレスけん」と言われ、運転から30年となる2号機は老朽化の懸念が指摘されています。

すでに10月に再稼働されていますが、これまでに九電は、「あらゆる機会を使い、対話という形で説明していきたい」と報道されています。住民説明会は、当然ではないでしょうか。以上、賛成討論と致します。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（川上 昇君） これで討論を終ります。

これから請願第4号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

ただ今の委員長報告は、不採択であります。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立多數であります。

従って、請願第4号川内原発再稼働について公開住民説明会を求める請願書は、委員長報告のとおり不採択することに決定されました。

○議長（川上 昇君） 日程第16、請願第5号治安維持法犠牲者への謝

罪と賠償を求める意見書採択の請願を議題とします。本請願は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君） 総務厚生常任委員会に付託されました、治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を求める意見書採択の請願について御報告申し上げます。

出された請願への意見として、国家賠償法で対応すべきものではないか、地方議会の権限事項に属さない案件である、また町議会において実現可能な請願として適さないなどの意見があり、採決の結果、全員反対で不採択です。以上、報告します。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

○議長（川上 昇君） 請願第5号、治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を求める意見書採択の請願について、討論を行います。

討論はありませんか

○議員（内藤 逸子君） 請願第5号、治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を求める意見書採択の請願について、賛成の立場から討論いたします。

請願の内容は、「ふたたび戦争と暗黒政治をゆるさない」とたたかっている治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟からの請願です。侵略戦争の反省をしない日本政府です。政府に対し、あの戦争は誤っていたことを認めさせ、歴史認識を正す運動です。

生存者は40人を割り、高齢になっています。一日も早い名誉回復・謝罪と国家賠償を求めて日本全国の地方自治体のうち、これまで政令市・札幌市議会をはじめ402議会では、党派・思想信条の違いを超えて「意見書」が国に対して提出されています。

1968（昭和43）年の国連総会において「戦争犯罪及び人道に反する時効不適用条約」可決成立、1970年発効しました。この条約によって国際法上戦争犯罪及び人道に反する犯罪には時効が存在しないとされました。「昔のことで仕方がなかった」ではなく、「過去に目を閉ざす者は現在にも盲目となる」というワインゼッカー元ドイツ大統領の演説で有名ですが、ドイツは徹底して過去と向き合ってきました。私は今をしっかりと向き合いたいと思い、賛成討論と致します。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（川上 昇君） これで討論を終ります。

これから請願第5号について、採決します。この採決は、起立によって行います。ただ今の委員長報告は、不採択であります。この請願は、委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。

従って、請願第5号治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を求める意見書採択の請願は、委員長報告のとおり不採択することに決定されました。

○議長（川上 昇君）　日程第17、請願第6号介護報酬の再改定を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

本請願は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君）　総務厚生常任委員会に付託されました、介護報酬の再改定を求める意見書の提出を求める請願について御報告申し上げます。

現時点においては介護報酬の改定から間が無い状況下であるため、慎重に経過を見るべきではないか、との意見があり、採決の結果、全員反対で不採択です。以上、報告します。

○議長（川上 昇君）　以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（川上 昇君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（川上 昇君）　請願第6号、介護報酬の再改定を求める意見書の提出を求める請願について、討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（内藤 逸子君）　介護報酬の再改定を求める意見書の提出を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

今年の4月から介護保険制度始まって以来の見直しがおこなわれ、同時に介護従事者に支払われる「介護報酬」は、マイナス2.27%の切り下げがおこなわれました。各自治体の第六期介護保険事業計画が実施され、第一号介護保険料改定もおこなわれています。介護保険制度は2000年にスタートし、15年が経過しました。「みんなで支える老後に安心」を合言葉に、介護保険料を払うかわりにいざというときには公的介護保険制度で、十分な介護が受けられるはずでした。

しかし、15年たったいま、要介護高齢者をめぐる状況はけっして安心できるものとなつていません。

第一に、家族の「介護負担」は依然として重いことです。家族の介護のために仕事を辞

める「介護退職」は毎年 10 万人以上にのぼっています。悲しい「介護心中」「介護殺人」も日本のどこかで起きています。

介護労働者は、全産業平均より 9 万円も月額賃金が低く、人材確保が困難となっています。私の同級生も本来なら定年を過ぎて仕事を辞めたいけれども、若い職員がすぐにやめて夜勤をする人がいないので働いてくれと頼まれ、入所者さんの顔を見ていると辞められんと言っています。

介護事業者と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬の再改定を実施することを求める意見書を提出することを求めて賛成討論と致します。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（川上 昇君） これで討論を終ります。

これから請願第 6 号について、採決します。この採決は、起立によって行います。ただ今の委員長報告は、不採択であります。この請願は、委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多數であります。

従って、請願第 6 号 介護報酬の再改定を求める意見書の提出を求める請願は、委員長報告のとおり不採択することに決定されました。

○議長（川上 昇君） 日程第 18、議員派遣の件についてを議題とします。本件につきましては、川南町議会会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

○議長（川上 昇君） 日程第 19、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

○議長（川上 昇君） 日程第 20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第

74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上 昇君） 異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成27年第7回川南町議会定例会を閉会します。おつかれさまでした。

午前11時07分閉会
